- 主文 原判決中、主文第2項及び第3項を取り消す。 上記取消部分に係る被控訴人らの請求をいずれも棄却する。 訴訟費用は、第1、2審を通じ、被控訴人らの負担とする。
- 事実及び理由

控訴の趣旨

主文同旨

争いのない事実等は、原判決の事実及び理由の「第2 事案の概要」1 (原判決3頁23行目から6頁初行ま で)に記載のとおりであるから、これを引用する。

本件公金支出は、地方財政法28条の2に違反するか。 6 争点についての当事者の主張 (1)控訴人らの主張

は対いは異ないでれた成とた後の維持自理負に関する制度性の文面は、切りだされておらず、上記のいずれの場合に も対いとせず、他にこれを不当とする特段の事由も見当たらないから、「地方公共団体相互の間における経費の負担区分 をみだすようなこと」に該当しない。 本件公金支出を呼び水として、群馬県に本件事業を行わせることは、新里村にとって最も効率的な生活基盤と産業基盤の整備の方策であり、昭和62年以来の念願である大型施設の誘致を実現するために、同村が自発的かつ任意に意思 決定をしたものであるから、それが同村と群馬県との経費の負担区分を乱すようなことになる懸念は全くないのであ る。

(2) 被控訴人らの主張

(2) 被控訴人らの主張 ア 地方財政法9条本文の規定は、控訴人が主張するように抽象的な一般論を述べているにすぎないものではなく、地方自治体の経費負担の根拠条文であり、同法28条の2にいう「法令の規定」に当たる。本件事業は、群馬県が主体であるから、地方財政法9条本文により、その事務を行うために要する経費は当該地方公共団体である群馬県自身が負担する必要があり、そのうち用地取得費及び取得事務費を新里村に負担させるというのは、負担転嫁であって、同法28条の2に反する。イ 都道府県の行う事業の経費を市町村に負担させることが許されるのは、地方財政法27条で定める場合(土木その他の建設事業(高等学校の施設の建設事業を除く。)でその区域内の市町村を利するもの)のみであり、これ以外の場合は、市町村に経費を負担させることは許されず、都道府県をして自らの望む施策を実施させようと誘導するための市町村から都道府県への寄附金というような形の経費負担も否定されているというべきである。ウルアのとおり、本件公金支出は、地方財政法28条の2にいう「地方公共団体相互の間における経費の負担区分をみだすようなこと」に該当する。本件公金支出は、地方財政法28条の2にいう「地方公共団体相互の間における経費の負担区分をみだすようなこと」に該当する。本件公金支出は、純粋に自発的な高附からはほど遠く、明確な義務的支出の性格を持っていることは否定できない。また、本件事業は、新里村の住民に利益をもたらすという保証は全くないが、群馬県は、その事業計画地に存在したを業廃棄物処分場に移転のための代替地を提供することにより、これを経営していた業者が県知事に対して起こしたを訴訟を取り下げさせることを意図してこれを計画し、新里村幹部職員らは、彼らが所有する土地を事業用地又は代替

地として群馬県に売却又は賃貸することにより利益を得ることを目的としており、一部の者、しかも政策決定当事者の利益を図るという点において動機に不正がある。 加えて、本件事業は、産業廃棄物が埋設されている現場であり、これを「里山として豊かな自然が残されている地域」として事業の対象地とすること自体が許されないし、本件公金支出の原資はふるさと創生基金であるところ、「本村の多様な歴史、文化、伝統、産業等を活かし、独創的な、個性的なふるさとを創生するため」という同基金の設置目的に照らすと、新里村の独自の事業としてではなく群馬県の事業への支出として同基金を利用することは許されない。 当裁判所の判断

第3 当裁判所の判断 1 地方財政法28条の2は、「地方公共団体は、法令の規定に基づき経費の負担区分が定められている事務について、他の公共団体に対し、当該事務の処理に要する経費の負担を転嫁し、その他地方公共団体相互の間における明示におけるので、は存しないため、そもそも自条が適用されるのかが問題となる。地方財政法9条本文は、「地方公共団体が全額これのかが問題となる。地方財政法9条本文は、「地方公共団体が経費を全額負担を一般的に定めているところ、向議28条の2にいう「法令の規定に基づき経費の負担区分が定める担口の分が定め、そもその地方財政法9条本文は、「地方公共団体が経費を全額負担すべき目が定められている地方公共団体が定めるとのものは、当該地方公共団体が定めるとにより、同法9条本文は、「地方公共団体が経費を全額負担すべき目が定められている地方公共団体の事務として、地方財政法9条本文で対し、投資を開始を対しているにはなく、同法9条本文で当該地方公共団体が経費を全額負担すべき目が定められているに対していたので、ことができ場合として、地方財政法9条本文で群馬県が経費を全額負担すべき目が定められており、地方財政法28条の2の規制の対象となるというべきである。24年以上のできまには、採用することが、できには、対け、地方財政法9条本文では1、は、対け、地方財政法28条の2の規制の対象となるというべきである。25年以上の大き目が定められており、地方財政法28条の2の規制の対象となるというべきである。25年は日本の主張となって、に該当するの規制の対象となるというがき目がと対け、地方財政法9条本文で定めら間には、対け、地方財政法28条の2で禁じられているので、に該当するがが問題となる。対し、地方財政法9条本文では1、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対し、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対し、1年に対して、1年に対して、1年に対し、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対して、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対しが対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対し、1年に対しが対しが対し、1年に対しが対しが対し、1年に対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対し、1年に対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが対しが

由がない。 結論

第4 以上によれば、本件公金支出のうち平成12年度分以降の支出につき被控訴人らの請求を認容した原判決は、相当で ないからこれを取り消すこととして、主文のとおり判決する。 東京高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 見 弘 武 ìΤ 裁判官 橋 本 昇 裁判官 多 美 子 市 Ш